

あかびら住みかエール実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤平市内における空き家及びアパート（以下「空き家等」という。）の情報を移住・定住希望者等に提供することにより、本市への移住を促し、定住人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存している現に居住、利用していない（近く居住、利用しなくなる予定のものを含む。）住宅、店舗等の建物及びその敷地をいう。
- (2) アパート 市内に存している賃貸アパートの一室（空室の有無を問わない。）をいう。
- (3) 所有者及び管理者 空き家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 本市への移住等を目的に、空き家等の購入又は貸借を希望する者をいう。
- (5) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。
- (6) 住みかエール 空き家等の売買、賃貸を希望する所有者から申込みを受け、登録した情報を利用希望者に対して提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、住みかエール以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録)

第4条 住みかエールに登録をしようとする所有者及び管理者（以下「申請者」という。）は、あかびら住みかエール登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 当該空き家等の位置図、配置図、間取図、物件の外観・内部を撮影した写真等

- (2) 不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し
 - (3) 同意書（別記様式第2号）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、必要に応じて現地調査を実施の上、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は、あかびら住みかエール登録台帳（別記様式第3号。以下「登録台帳」という。）に登録し、あかびら住みかエール登録決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請について次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、前項の規定による登録を行わないものとし、あかびら住みかエール不登録決定通知書（別記様式第5号）により当該申請を行った者に通知するものとする。
- (1) 空き家等が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 法令等の規定に違反するものであるとき。
 - イ 空き家等の状態、周囲の環境等により、当該空き家等を利用する者に不利益を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 前2号に掲げるもののほか、空き家バンク制度の目的に寄与すると認められないとき。

（登録事項の変更）

第5条 前条第2項の規定により登録決定通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があつたときは、あかびら住みかエール登録変更届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（登録事項の取消し）

- 第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を取り消すことができる。
- (1) 登録者からあかびら住みかエール登録取消届出書（別記様式第7号）の提出があつたとき。
 - (2) 空き家に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき。
 - (3) 申込内容に虚偽があつたとき。
 - (4) 第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (5) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、あかびら住みかエール登録取消通知書（別記様式第8号）により登録者に通知するものとする。

(情報の提供)

第7条 市長は、必要に応じて、登録台帳に登録された情報を、利用希望者に提供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報については、この限りでない。

- 2 情報の提供は、赤平市が管理するホームページ等で行うものとする。
- 3 情報の提供に伴って、登録者と利用希望者やその他第三者との間で何らかの問題が発生した場合は、当事者間で解決するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 市長は、登録者と利用希望者による空き家等の売買、賃貸借等の交渉及び契約については、一切これに関与しない。

(暴力団の排除)

第9条 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者は、住みかエールを利用することができない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。